

# 建築物ZEB化設計促進事業費補助金交付要領

制定 令和5年5月10日

建築物ZEB化設計促進事業費補助金の交付については、建築物ZEB化設計促進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第1 定義

- (1) この要領において「ZEB」とは、経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(平成31年3月)」における「(参考資料6)ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready又はZEB Orientedを満たし、BELSを取得する建築物をいう。
- (2) この要領において「BELS」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (3) この要領において「建築物ZEB化設計促進事業」とは、事業者等が、県内に主たる事務所を有する建築士事務所又は建築士に依頼し、県内に延べ床面積300平方メートル以上の新築、改築等する建築物のZEBにかかる設計を行う事業をいう。
- (4) この要領において「上乗せ設計費」とは、ZEBにかかる設計検討及び省エネ計算に要する費用をいう(BELSの評価申請費用を含む)。

## 第2 補助対象者

補助の対象となる者は、交付申請日において、次のいずれにも該当する者であつて、第3に規定する補助対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を実施するものとする。

- (1) 県内に事業所又は営業所を有する法人、団体(国、地方公共団体を除く。)、個人事業者
- (2) 県内に事務所を置く建築士事務所等に補助対象の建築物の設計を依頼する者。なお、設計を複数の建築事務所等で行う場合、県内に事務所を置く建築事務所等が上乗せ設計費に関与していること。
- (3) 同一年度内に2以上の建築物の補助申請を行っていない者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
  - イ 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

## 第3 補助対象及び補助率(額)

- (1) 補助対象  
建築物ZEB化設計促進事業の上乗せ設計費

(2) 対象事業費の補助率（額）

区分	補助率	補助限度額
延べ床面積 300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	1/2	125 万円
延べ床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上	1/2	230 万円

第4 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱第4(Ⅱ)エのその他知事が必要と認める書類として別表1に掲げる書類を添えて、交付申請しようとする年度の1月31日までに知事に申請しなければならない。

第5 交付の決定

知事は、第4の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

第6 変更の承認申請

第5の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5の規定による申請内容に変更が生じた場合には、要綱様式第4号に、要綱第6エのその他知事が必要と認める書類として別表1に掲げる書類のうち変更が生じた書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付決定者に通知するものとする。

第7 計画の遅滞等

交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第8 補助対象事業の廃止又は中止

交付決定者が補助対象事業の廃止又は中止をしようとする場合は、建築物ZEB化設計促進事業計画廃止（中止）届（要領様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第9 実績報告

交付決定者は、当該補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、要綱様式第5号に、要綱第7(Ⅱ)エのその他知事が必要と認める書類として別表2に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

第11 補助金の請求

第10の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を知事に提出しなければならない。

第12 協力

補助事業者は次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 県が作成する広報媒体やホームページ等での事例紹介（補助事業者の名称、建築物名称、建築場所、建築物の概要及び建築士事務所等の公表等）
- (2) 県が行うセミナー等での成果事例発表
- (3) その他知事が協力依頼する事項

### 第13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

#### 別表 1（交付の申請）

- (1) 建築物ZEB化設計促進事業費補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- (2) 事業計画書（要綱様式第2号）
- (3) 収支予算書（要綱様式第3号）
- (4) 建築物ZEB化設計内容等計画書（要領様式第1号）
- (5) 確認及び誓約書（要領様式第2号）
- (6) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書
- (7) その他知事が必要と認めるもの

#### 別表 2（実績報告）

- (1) 実績報告書（要綱様式第5号）
- (2) 事業実績書（要綱様式第2号）
- (3) 収支決算書（要綱様式第3号）
- (4) 設計内容等実績書（要領様式第1号）
- (5) 設計委託業務の契約書の写し（基礎設計からの上乗せ設計費の額が把握できるものであること）
- (6) BELS評価書の写し
- (7) その他知事が必要と認めるもの